

新潟市立巻西中学校生徒の通学に係るタクシー送迎要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市五ヶ浜地区の路線バス運行が廃止されたことに伴い、当地区から巻西中学校に通学する生徒の交通手段を確保するため、タクシー送迎の方法を定めることを目的としてこの要綱を制定する。

(対象者)

第2条 対象者は、五ヶ浜地区から巻西中学校へ通学する生徒とする。

(期間)

第3条 対象期間は、通年とする。

(負担額)

第4条 登下校に要する往復のタクシー料金について市が全額を負担する。

(運行日及び回数)

第5条 運行日及び回数については、次のとおりとする。

- (1) 毎週授業の行われる月曜日から金曜日のほか、各種学校行事・クラブ活動等で登校を必要とする日。
- (2) 登校時1回、下校時1回の運行とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月10日から施行する。